

東京都立大山高等学校全日制 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のすべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはならない（いじめ防止対策推進法第一章第四条より）。

2 学校及び職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ① いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ② いじめ防止対策委員会の招集
- ③ いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- ④ いじめに関する事実関係の聴き取り
- ⑤ いじめ事案への対応検討

⑥ いじめ事案の報告

ウ 委員会の開催

- ① 毎年度内に2回程度（6月・10月）開催する。
- ② いじめと疑われる相談・通報等があった場合には、ただちに組織で対応する。

エ 「いじめ防止対策委員会」の構成

構成員は、校長、副校長、経営企画室長、生徒部主任、教務部主任、進路部主任、庶務部主任、保健部主任、各学年主任とする。

※ 検討事項や事案内容に応じて依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

※ 緊急開催の会議には、担任やカウンセラー、部活動顧問などを構成員に加える。

(2) 「学校サポートチーム」の設置

ア 設置の目的

学校サポートチームはいじめ防止対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決について学校だけで解決が困難な場合に、支援や助言の協力を得るために設置する。

イ 「学校サポートチーム」の主な所掌事項

- ① いじめ防止対策委員会への参加
- ② いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- ③ いじめに関する事実関係の聴き取り
- ④ いじめ事案への対応検討

ウ 「学校サポートチーム」の会議への参加

いじめ防止対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校だけで解決が困難な場合に、臨時的に学校いじめ対策委員会に参加する。

エ チームの構成

学校サポートチームは学校運営連絡協議委員等で構成する。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 本校に「いじめの防止等の対策のための組織」を置く
- ② いじめ防止基本方針の策定をする
- ③ 教職員を対象に校内研修を年3回行う
- ④ いじめに関する授業を年3回以上行う
- ⑤ いじめ防止カードの配布を行う

(2) いじめの早期発見のための取組

- ① 生活意識調査を年2回実施する
- ② 新入生に対して年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を行う
- ③ ふれあい月間を利用し、いじめ等のアンケートを年3回実施する
- ④ いじめ防止カード（教育庁指導部指導課10月）の配布、東京都いじめ相談ホットラインのカード（東京都教育相談センター2月）配布

- ⑤ 定期的な個人面談の実施を行う
- ⑥ 学校だよりや保護者会の積極的な活用を行う

(3) いじめの早期対応のための取組

- ① いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその場でその行為をやめさせ、組織で対応を行う。通報や相談を受けた場合も、速やかに組織で対応を行う。
- ② いじめを受けた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、事情の聞き取りを行う。また、管理職に報告の上当該生徒の見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。また、いじめを受けた生徒の保護者に、迅速に事実関係を伝える。
- ③ いじめたとされる生徒からも事情の聞き取りを行い、管理職に報告の上いじめの事実が確認された場合は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす絶対に許されない行為であることを理解させるとともに、いじめを行った背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努める。また、その保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導を行う。
- ⑤ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導を行う。いじめに対しては、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携して対応する。
- ⑥ インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止についての情報を周知する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、支援を求める。インターネット上のいじめの特徴は次のようなものである。
 - ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - ・インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子供が簡単に被害者にも加害者にもなる。
 - ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
 - ・保護者や教師などの身近な大人が、子供の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子供の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害」が生じた場合や、相当の期間学校を欠席する（30日を目安とする）ことを余儀なくされている等の疑いがある場合は、東京都教育委員会（中部学校支援センター支所）に報告し、協議の上、必要に応じて「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。なお、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等を指す。

① 「いじめ重大事態調査委員会」の構成

管理職、生活指導主任及び担当教諭、当該学年主任、担任、部顧問

※ 事案内容により構成員については東京都教育委員会（中部学校支援センター支所）と検討し、校長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

②活動内容

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

ウ 東京都教育委員会（中部学校支援センター支所）への調査結果報告

エ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 教職員研修計画

（1）「いじめ防止教育プログラム」の活用

いじめ防止教育プログラム（平成26年2月配布・東京都教育委員会）を活用し、主に次の10項目について校内研修を実施し、教職員のいじめに対する知識や見識を高め、対応のスキルアップを図る。

- ① いじめ問題の見方・考え方
- ② いじめの未然防止に向けた学校の対応研修
- ③ いじめの早期発見
- ④ 早期発見のための情報共有の工夫
- ⑤ いじめの早期対応と校内体制
- ⑥ 保護者・地域との連携
- ⑦ スクールカウンセラーとの連携
- ⑧ 相談環境の充実
- ⑨ 児童・生徒との効果的な面接の実施
- ⑩ 警察との連携

（2）研修実施計画

○学期毎に年3回実施する。（4(1)③より）

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（1）PTA・保護者との連携

ア 学年・担任が発行する学校だより等により、学校の様子をタイムリーに保護者に周知し、行事等では学校に足を運んでもらい、生徒の様子を観てもらおう。

イ 保護者会を活用し、保護者相互の情報交換により、生徒の友人関係の情報を共有する。

（2）スクールカウンセラーの活用

ア スクールカウンセラーによる保護者相談の実施計画を年度当初に周知し、電話等による予約体勢を整え、気軽に利用できる体制を構築する。

イ スクールカウンセラーを活用し、被害の子供、加害の子供の保護者に対するケアの具体的

方策を教員と保護者の共通理解の下に構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用による取組

- ア 学校運営連絡協議委員の働きかけにより地域からの生徒に関する情報提供を得る。
- イ 周囲の小・中学校の教職員、PTAによる生徒に関する情報提供を募る。

(2) 関係諸機関の活用による取組

- ア 警察・児童相談所等との連携体制を構築し、いじめに関する情報をタイムリーに得る。
- イ 学校が重大ないじめを認知した場合、警察へ通報し適切な協力を得る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること